

広島県^{みよし}三次地域産漆（ウルシ）に関する地歴考察

武田 浩嗣*, 菅 裕**

(2017年9月11日原稿受付) / (2017年11月28日原稿受理)

Historical geography of urushi, a Japanese traditional lacquer, in the Miyoshi area, Hiroshima

Koji TAKEDA, Hiroshi SUGA

* 武田浩嗣…三次産漆生産組合

** 菅裕…県立広島大学生命環境学部生命科学科, corresponding author

要旨 漆は日本古来の塗料であり、什器のコーティング等に広く使用されてきた。現在日本で消費される漆の九割以上を中国からの輸入品が占める中、近年国産漆の価値が見直され始めている。しかしながらまだ漆の有力な産地は日本の数か所に絞られている。こうした現状に鑑み、県立広島大学では広島県三次市を新たな漆の生産地として立ち上げるため、産学官の連携事業を積極的に行っている。しかしそもそも三次市はウルシの栽培に適した土地なのか。このことを確認するため、今回我々は様々な古文書や行政資料を精査した。その結果、三次地域が古来よりかなりの規模を持ったウルシの産地であったことが明らかになってきた。この事は、三次市で現在進めているウルシ植林事業にとって心強い史実であるといえる。

キーワード：ウルシ（漆）、三次、備後、延喜式、芸藩通史、鑪製鉄、厳島神社

1. 目的

本稿では広島県三次市で植林をはじめた三次産ウルシについて、県立広島大学で現在進行中の科学的アプローチとは別に、地元産漆としての位置づけを地理的、歴史的観点から探る事を目的とする。なお、本文では（独）森林総合研究所発行の冊子『漆』に倣い、樹木は「ウルシ」ウルシから採取された樹液は「漆」と表記する。

2. 国産漆の現状

良質な国産漆には過去の美術工芸品や発掘出土品などが証明する堅牢さと美がある。湿潤な日本の風土気候にあって、木工品を美しく仕上げ、長期間保護する事こそが漆の役割であり、これから育つウルシにもその役割を担ってもらう必要がある。

現在、日本で消費される漆の九割以上は国産漆ではなく、安価な中国産漆である。中国産漆の質そのものが国産漆に比べて劣るという確固とした科学的証拠は、我々の知る限り提出されていない。しかしながら今日の社会的・国際的情勢を見るに、今後も質の良い中国産漆が安定して利用可能である保証はない。

こうした事情もあり、近年国産漆の価値を見直す機運が高まっている。文化庁は、平成27年度から国宝・重要文化財建造物の保存修理については中塗り・上塗りで国産漆を使うという指針を表明している。今後は平成30年度をめどに下地を含めすべてが国産漆に替わるとも言われている¹⁾。一方で、日本の漆生産業の足腰は弱い。26年時点の国内の漆生産地を生産量順に列記すると、岩手県、茨城県、栃木県、長野県、山形県、福島県、石川県、京都府、岡山県の順になる²⁾。これらの地域以外では、少なくとも公式には漆は生産されておらず、新規生産地や、既存生産地における生産量の増加が期待されている。

3. 三次のウルシ

三次市では、自生ウルシを山間地域の河川周辺などで見かけることは珍しくない。

ウルシの実には硬い殻に包まれている。自身でその殻は破れず、鳥や川の流るる力を借りて殻が削られ、発芽を促され適地で自生する。三次市山間部には貴重な自然が残されており、川の恵みも豊かなため、ウルシが自生する環境が整っていると考えられる。地元の古老からは「昔、漆を採取していた木があり、傷を治すのにウルシ葉から滲み出る樹液を傷口に流し込んで治療していた」などといった、地域に残る逸話を聞くこともできる。

ウルシは、植えてから漆が採取できるようになるまでに環境の良い地域でも約8年、実生からであればさらに3年かかる。つまり地元採取のウルシを新規に植林する場合、良質なウルシであるかどうかの評価は漆が採れる11年後ということになる。従って、植林時点で11年後にとれるはずの漆の品質をある程度把握しておくことが非常に重要になってくる。そこで我々は、県立広島大学による、植林ウルシの成分分析や優良品種の判定に関わる研究成果（青柳・菅、平成27年度県立広島大学重点研究；青柳・菅、平成26年度三次産学官連携推進支援事業）を指標に地元産ウルシの植林を進めている。

植林事業においては、一般にその地域の気候風土で育った個体を育てるのが望ましいと考えられる。我々もできるだけ地元採取のウルシを植林するという方針のもと、事業を進めている。しかしながら、そもそも三次が漆植林に向けた土地なのかどうかはこれまで不明のままとなっていた。そこで我々は今回、三次市における漆植林事業の根拠を文献資料に求めた。すなわち、この地域に過去漆生産業が根付いていたという確かな証拠があれば、それを本事業の一つの拠り所とできるのみならず、新たなブランドとして三次の漆を確立する際の一助ともできるのではないかと考えた。

4. 古代国家と漆

奈良時代は平城京が政治の中心であった。仏教文化の広がりとともに、美しく光沢のある漆の需要は高まり、漆は次第に入手困難な高級材となっていく。その後遷都が繰り返されたが、都は常に漆の消費地であり続けた。その過程で、政府は、税として特定の地域から漆を集めることを目的に漆栽培を奨励し、これを中央に収める仕組みを整えていく。

この時代に施行された『養老令』賦役令1調絹絶条では調副物の中に生丁（21歳から60歳の男子）一人当たり漆三勺（約30ミリリットル）の賦課を規定している³⁾。また、『養老令』田令16桑漆条では、各戸につき、上中下の等級に応じて、ウルシは上戸100根以上、中戸は70根以上、下戸は40根以上を5年で植え終えるように定めている⁴⁾。また、郷土が生育のために宜しくなければ規定を満たさなくとも良い、とも定めている³⁾。こうした資料から、全国一律にウルシの木を植栽させて漆を徴収する事をせず、条件の良い所を特産地化することで、特定の国から租税として徴収していた様子が伺える³⁾。

5. 古代から近世（元和頃）までの三次地域と漆

三次地域は、広島県北東部に位置するが、奈良時代から明治維新までは、律令国の地理的区分の中で備後国（現在の広島県東部地域）にあった。

三次地域と漆の関わりは、平安時代中期に編纂された『延喜式』に窺うことができる。ここには、中男作物（17歳から20歳以下の男子に地方の特産物を貢進させる制度）で漆を納める国として、上総・上野・越前・能登・越中・越後・丹波・丹後・但馬・因幡・備中・備後・筑前・筑後・豊後が挙げられている^{3,4,5)}（図1）。当時、備後国は安那、深津、神石、奴可、沼隈、品治、葦田、甲奴、三上、恵蘇、御調、世羅、三谿、三次の14郡から成っていた⁶⁾（図2）。

6. 近世（元和以降）の三次地域と漆

三次地域は、室町時代に山名氏の領地、16世紀後半に毛利元就の支配下にあった。1600年の関ヶ原の戦後には領主が毛利輝元から福島正則に変更され、三次地域は広島藩の領地となった。その後1619年、福島正則が改易され、浅野長晟が新たな領主となり、その子浅野長治により広島藩の支藩として三次藩が立藩する。

この時代には、山や原野沼地など田畑以外からの産物に対して、小物成と呼ばれる税が課せられ、銀で上納されていた^{7,8)}。1632年三次藩が広島藩から分家独立した時に受け継いだ『小物成目録』には、三次藩領三吉郡（現在の三次市域にあたる）と恵蘇郡（現在の庄原市の一部；図2）について、課税対象とされた産品のなかに「漆・漆の実」の記述がある^{7,8)}（表1）。

では備後国のなかで、三次地域と漆の関わりはどのようなものであったのか、近世の資料から類推したい。

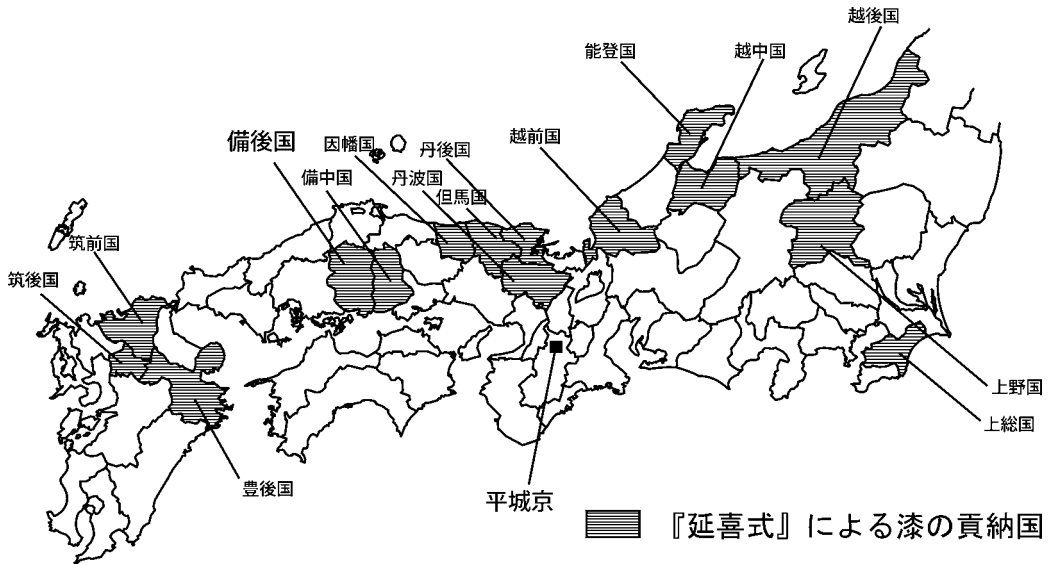


図1 古代の漆貢納国

延喜式（平安時代）によると、漆貢納国は、15国のうち約半数が都の近傍に位置し、比較的西日本に多いことがわかる。文献⁴⁾より作成。

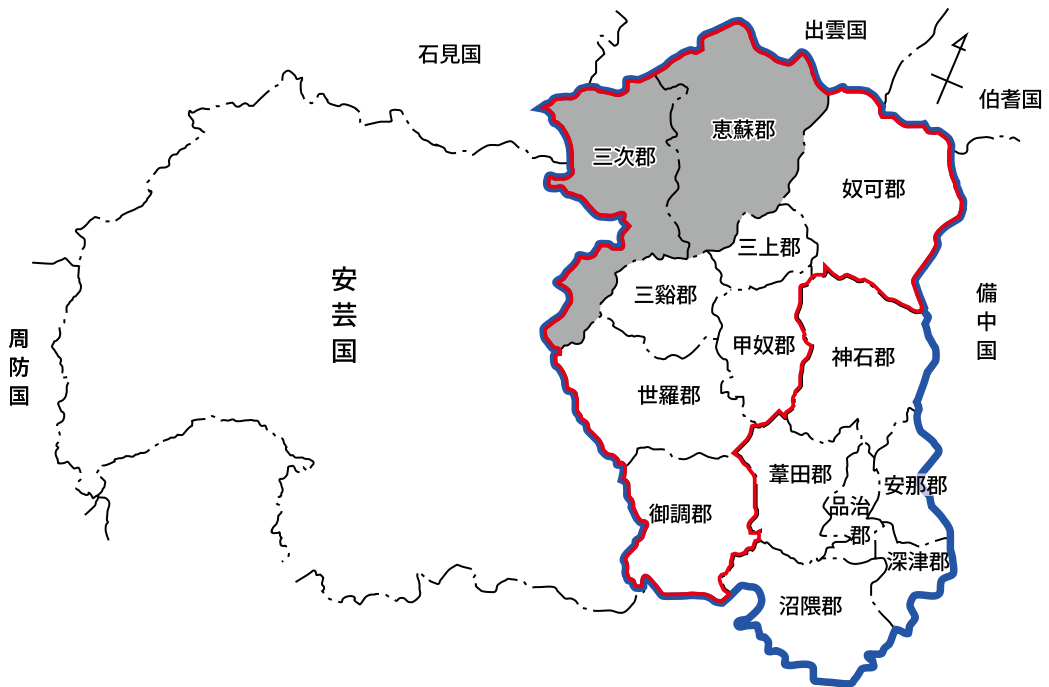


図2 備後国の変遷と三次藩領

備後国は古代より元和（1615～1624）頃まで14郡（青枠）、元和以降6郡が除かれ8郡（赤枠）となった⁶⁾。灰色は三次藩領で、小物成目録に漆と漆の実に課税された記録が残る2郡。文献⁷⁾より作成。

表1 三次藩領（三吉郡・恵蘇郡）各村々における漆・漆の実の納税量

	村名*	漆(貫**)	漆の実*** (斗**)
三吉郡	原村	0.276	1.5
	西酒屋村	0.176	1.5
	東酒屋村	0.06	0
	別作村	0.582	3
	下作木村	1.858	4
	河立村	0.03	0
	森山東村	1.278	3.5
	山中村	0.328	1
	東河内村	0.044	0.7
	河内村	0.026	0.3
	畠敷村	0.106	1.2
	三原村	0.136	0.95
	日下村	0.018	0.25
	南八次村	0.014	0.1
	板木村	0.064	0
	志和地村	0.016	0
	戸河内村	0.062	0.2
	櫃田村	1	4.89
	横谷村	0.153	0.5
	布野上村	0.184	4.3
布野下村	0.052	1.2	
茂田村	0.014	0.18	
入君村	0.06	1.5	
あふち村	1.392	3.3	
恵蘇郡	泉田村	0.232	0.1
	下原村	0.092	0.35
	小頃村	0.078	0.3
	本郷村	0.578	2.7
	大月村	0.134	1.85
	向泉村	0.204	2.75
	竹知谷村	0.05	0.6
	湯木村	0.012	0.15
	宮内村	0.01	0.05

* 各村では表の数量を銀貨に換算して納めていた

** 貫は3.75kg、斗は15kgにあたる

*** 漆の実は搾って蠟の原料とした

表1の三吉郡に含まれる村々には、我々が現在事業を行うウルシ植林地である戸河内村（現布野町戸河内）と自生ウルシ採取地の櫃田村（現君田町櫃田）の名前が見られる。広島藩における小物成は、福島氏時代の小物成仕法を継承して設定されたもので、浅野藩制開始当初から各村に対して年々総額として納入すべき税が示され、以後も同額が変更なく徴収され続けた⁹⁾。この事は、三次地域において、当時から毎年一定量の漆を税として上納できるだけの「ウルシ産業」が存在していたことを意味している。

時代は少し下るが、1825年に完成した『芸藩通志』には、広島藩備後国8郡における物産が詳細に記されている。それによると、8郡のなかで唯一三次郡においてのみ漆が物産として記されており、「川下諸村、漆の木植て、うるしを取る。漆搔きは、他所より来る」（原文ママ）とある¹⁰⁾。この一節はとても興味深い。まず「川下諸村」という表現は、植林地域の河川流域を指すと思われる、この地域で現在もよく見かけるウルシ植生と重なる。また「漆の木植て」とは、この時代すでにウルシの育苗をして植林をしていた事を示し、「漆搔きは、他所より来る」とは、流れの漆搔き職人が訪れる程の規模で、まとまったウルシ林が存在していた事を物語っている。実際、京都府の資料によれば、江戸時代には関西の漆生産の中心地であった丹波夜久野地方から中国地方や九州地方へも漆搔き職人が遠征していた記録が残っている¹¹⁾。

7. 近代の三次地域と漆

広島山間部地域の特徴的な文化に、古代から近代の時期まで続いた鑪製鉄がある。

三次地域も昔から鑪製鉄の盛んな所で、三次・恵蘇・奴可では、林野の80%～90%を占める矮林を、20～30年ごとに輪伐して砂鉄精錬用の薪炭に供していた¹²⁾。君田町でも7,300ヘクタールの山林の大部分は天然の広葉樹林であったが、この広大な山林に自生する木々はすべて木炭に焼かれ、鑪製鉄事業に用いられたとされている¹³⁾。

ところが、明治27年頃まで日本の産鉄量の80～95%を賄った中国山地の鑪製鉄は、釜石の高炉操業や官営八幡製鉄所の本格操業に伴い次々と閉鎖に追い込まれて行く¹⁴⁾。こうした製鉄業の衰退は、農林一帯のライフプランを根本から一変させたと考えられる。しかし他方で、山林の自由利用が可能になり、これが林業振興の端緒を開くことになる。すなわち所有者や町村の自由意思により、植樹して用材を造るなど計画的な植林事業が広く始められることになる¹²⁾。この時期を境にして、ナラ・クヌギ林が徐々に杉・ヒノキ・ウルシ林に変わっていき、木が資源として意識され始める。

三吉郡の隣郡であった比婆郡（旧恵蘇郡・旧奴可郡）も、かつてこの地域有数の鑪製鉄産地であった。明治42年時点でウルシが14,848本植えられていたという資料¹⁵⁾から推察すると、やはりこの地域でも鑪製鉄に必要な炭を確保するために行われた山林伐採や鑪製鉄の衰微などをきっかけに、収入源として、成長が速く10年程度で利益を回収できるウルシ植林がなされていたと考えられる。

この事を裏付ける資料として、『比婆郡誌』中に「近年各町村とも、盛に造林を計画し、就中

美古登、八幡二村の如きは、明治三十七年の頃より経営せる模範林を有せり。比和村西城町等また熱心に経営せる所あり。郡の施設事業としては、西城町及口北村に、十年成功の豫定を以てせる郡有林あり。また、庄原町、西城町、口北村に苗圃を設けて杉檜苗の栽培をなしつつあり」（原文ママ）とある¹⁵⁾。「10年成功の豫定を以てせる郡有林」にウルシ林が含まれていたであろうことは容易に想像できる。

現在、我々が目にする三次地域の山は、そうした歴史の変遷を反映したもので、その時々時代の背景に翻弄されながら森林植生を変えていった。そして、かつてあったウルシ林も徐々に杉・ヒノキなどの人工林に居場所を狭められながら、人工林に不向きな場所やたまたま残った環境で細々と生きながらえ、今日に及んでいる。

8. 近代中国地方における漆生産と巖島神社との関係

近代の中国山地における漆生産状況を示す資料として、三次地方とのかかわりは大きくないが以下のものがある。

広島県の『農林水産統計年報』によると、昭和25年から37年、および昭和42年から44年にかけて、計5トン以上の漆が広島県内で生産されていたことが知られる¹⁶⁾（表2）。産地は不明なものも多いが、神石郡の計約1.5トン在先頭に、現在は三次市の一部である甲奴郡などの地名もある。太平洋戦争直後の広島県では、急速に衰退していくもののまだ漆生産が産業としての息を保っていたことがわかる。特に昭和27年には210貫（約787.5 kg）、ウルシに換算して約4,400本近いウルシから漆が採取されている。しかもこれらの資料が記載しているのは、ウルシの本数ではなく、漆の採取量である。採取する時期にない若いウルシまで加えると相当数のウルシ林があったことは間違いない。これはとりもなおさず、ウルシから漆を採取する技能者が相当数いたという事であり、当時の広島ではまだかなりの規模の産業であったと考えられる。

この度我々は、昭和29年度の初版から、昭和年代に発行されたすべての『農林水産統計年報』を精査した。ここに示した漆生産の記録が全てである保証はないが、戦後の広島では、中断をはさみながらも20年近くに亘り大量の漆が生産されたことは間違いない。こうした断続的な漆生産の記録は、戦前より、何らかの意図をもって複数回にわたり広島 of 山林に大規模なウルシの植林が行われたことを示唆するものである。事実、「国産漆奨励会十年史」によると昭和7年、農林省より「漆、油桐、櫨増殖奨励規則」が發布され、この年から3年間、ウルシの植林が全国規模で奨励されている¹⁷⁾。更にその結果、広島で2万7千本のウルシが新たに植えられたとある。当時漆は塗料としてだけでなく、機械の錆止めなどにも使用されたため、臨戦態勢に入っていく中で国が国策として大規模なウルシ植林を進めたのである（ちなみに櫨〔ハゼ〕は木蠟などを作る目的に使用される）。広島市立大でウルシ調査にあたった新宅智也氏の報告では、県北西部の芸北町でも、昭和8年頃広島県の奨励によりウルシ植栽が行われた様子が伺える¹⁸⁾。

興味深いことに、新宅氏の聞き取り調査では、詳細は更に調査中としながらも「漆の採取は自分達では行わず、時期が来ると宮島から漆掻きに来られ、（中略）V字にキズを付けて漆を採取

表2 広島県農林水産統計年報による昭和期の漆生産記録

年	量	採取地	出典
昭和25年	141貫	記載なし	昭和29年版(初版)
昭和26年	58貫	記載なし	昭和29年版
昭和27年	210貫	記載なし	昭和29年版
昭和28年	5貫	甲奴郡5貫	昭和29年版
昭和29年	95貫	記載なし	昭和32年版
昭和30年	95貫	記載なし	昭和32年版
昭和31年	155貫	神石郡85貫・比婆郡70貫	昭和32年版
昭和32年	115貫	高田郡5貫・神石郡60貫・比婆郡50貫	昭和33年版
昭和33年	113 kg* (30貫)	神石郡113 kg	昭和34年版
昭和34年	411 kg (110貫)	神石郡111 kg・比婆郡300 kg	昭和35年版
昭和35年	575 kg (153貫)	御調郡110 kg・神石郡240 kg・比婆郡225kg	昭和35年版
昭和36年	140 kg (37貫)	神石郡100 kg・比婆郡40 kg	昭和36年版
昭和37年	244 kg (65貫)	福山市240 kg・神石郡4 kg	昭和37年版
昭和38年	0	-	昭和41-42年版
昭和39年	0	-	昭和41-42年版
昭和40年	0	-	昭和41-42年版
昭和41年	0	-	昭和41-42年版
昭和42年	100 kg (27貫)	神石郡100 kg	昭和43-44年版
昭和43年	150 kg (40貫)	神石郡150 kg	昭和43-44年版
昭和44年	130 kg (35貫)	神石郡130 kg	昭和44-45年版
昭和45-63年	0	-	昭和45-46年版以降

*昭和34年版からはkg、トン表示

されていた」という証言も得られている。この証言の裏付けは得られていないものの、当時本当に宮島から漆の採取に来ていたとすれば、それは文化財の塗料として使用するためであると推測するのが自然であろう。余談ではあるが、V字にキズを付けるやり方は主に中国の採取方法であり、この人物がどこでこの方法を学んだのか、興味は尽きない。

実は広島で戦後漆が盛んに生産された時期は、昭和24年から昭和32年の巖島神社における昭和の大修理が行われていた期間とも重なる¹⁹⁾。この大修理では、大鳥居や多宝塔を皮切りに丹や漆による建築物の大規模な塗装も行われた(表3)。塗装に必要な漆を近郊から調達したという推測はあながち飛躍した考えではなかろう。ただし昭和の大修理は、昭和20年9月の台風に伴う山津波の被害からの復旧作業に引き続いて行われている。仮に巖島神社の大修理に広島県北部山地の漆が使用されたという我々の推測が当たっていたとしても、それは戦前に大規模植林されたウルシ林の成長が、戦後になって災害からの復興事業とうまく時期的に一致したというのが実情に近いと思われる。

表3 厳島神社昭和の大修理期（昭和23 - 32年度）における塗装修理対象建物と時期

時期	建物*
昭和24 - 25年	多宝塔
昭和25 - 26年	大鳥居
昭和26 - 27年	五重塔
昭和26 - 27年	廻廊 反橋
昭和26 - 27年	末社豊国神社本殿（千畳閣）
昭和26 - 27年	本社 祓殿 附 高舞台
昭和27 - 28、31 - 32年	摂社大国神社本殿
昭和27 - 30年	西廻廊
昭和27・29 - 30年	本社 祓殿 附 右楽房
昭和27 - 30年	本社 祓殿 附 左門客神社本殿
昭和28 - 29年	東廻廊
昭和28 - 29年	摂社客神社 拝殿
昭和28 - 29年	摂社客神社 祓殿
昭和29 - 30年	本社 祓殿
昭和29 - 30年	本社 祓殿 附 左楽房
昭和29 - 30年	本社 祓殿 附 右門客神社本殿
昭和29 - 30年	本社 拝殿
昭和30 - 31年	本社 本殿
昭和30 - 31年	本社 本殿 附 玉垣（不明門含む）
昭和31年	摂社客神社 本殿 附 玉垣

*塗装工事のみを抜粋

9. まとめ

以上のように、三次地域の漆が古代には徴税システムの中で貢納品目の一つとなり、近世にも藩の課税対象であったことが明らかになった。近代以降は、社会の急激な変化により生産量を減少させたが、それでも戦後暫くは県内で（おそらくは三次地域でも）、漆がある程度の規模を持ったビジネスとして生産されていた。しかもこの地域には、まだ往時のウルシの子孫と思われるその植生が残されている。このことは三次地域がウルシ栽培に適した風土であることを間接的に証明している。これがこの地域の漆の付加価値であると言えないが、少なくとも漆産地としての位置づけが古代国家の時代からなされていた事は評価されてよいのではないかと思う。

勿論現在の三次地域がやはりウルシ栽培に適しているかどうかは、今後の科学的アプローチを待たねばならない。しかし我々は現在三次地域で山林に地元産の株を含めた様々な地域産のウルシ株を植林しており、その生育は極めて良好である。植林した時期の違いや成長速度の個体差があるため科学的な議論はできないが、我々は三次産の株が、三次の風土において、他地域の株と比較してより良好な生育を示すという印象を強く持っている。

今日、京都府と兵庫県の県境の産地を中心とした地域から生産される漆は「丹波漆」としてそのブランドを確立しつつある。これは漆自体の質の高さだけでなく、その歴史的な深みを背景に、漆生産業以外の分野、例えば美術界などと連携し、工芸品製作者を巻き込むなどの総合的な戦略が功を奏している。それが丹波漆のステイタスを高め、そのブランドに惹かれて人が更に来る、といった好循環が形成されている。本論文で得られた地歴考察は、三次漆に人を引き付けるための「旗印」としても有用であると考えられる。

過去の地歴に肖って、地元産漆としての新たな付加価値追求と漆文化の創造にチャレンジする事は大きな意義のあることであろう。そして我々の植林事業では、生産物が三次-備後漆として将来厳島神社など県の文化財の修理修復に活用されることを目標の一つに掲げたい。

謝辞

本稿の執筆にあたり、以下に挙げる方々から貴重なお話を伺った。感謝する次第である。君田町観光協会会長 穂山好孝氏、君田域振興懇話会会長 畠原峰男氏、口和自治振興区区长 山岡芳晴氏、口和自治振興区事務局長 清水孝清氏、作木町自治連合会会長 田村真司氏、庄原市文化財保護審議会会長 伊藤之敏氏、島根県埋蔵文化財調査センター 内田律雄氏、島根県中山間地域研究センター科長 福井修二氏、特定非営利活動法人丹波漆理事長 岡本嘉明氏、阿波漆漆掻き職人 東官平氏。なお、本研究の一部は平成29年度県立広島大学重点研究事業(学際的・先端的研究A)「日本産ウルシの全ゲノム解読とRNAseqによるウルシ液合成経路解明」の助成を受けて遂行された。

参考文献

1. 平成27年2月24日に行われた下村博文文部科学大臣(当時)の定例記者会見
URL http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1355166.htm
2. 林野庁 平成26年特用林産基礎資料(特用林産物生産統計調査の結果報告書) p92 林野庁(2015)
3. 古尾谷知浩 古代の漆工 第二節 漆の調達 名古屋大学文学部研究論集. 史学. v.60 p131-132(2014)
4. 四柳嘉章 ものと人間の文化史131-1・漆(うるし) I 第八章 古代の漆器生産 - 古代漆器の生産構造 国家工房の漆工人・ウルシの木の植栽政策 p125-126 法政大学出版局(2006)
5. 菅 英志 日本史総覧 I 考古・古代一 諸国物産表(延喜式による) p554-566 新人物往来社(1988)
6. 飯田米秋 復刻「芸藩通志」第一巻 芸藩通志卷三「備後国」 p51-52 復刻「芸藩通志」刊行会(1963)
7. 口和町誌編纂委員会 口和町誌 近世編 三次藩の成立と廃絶・その他 p170-172、p250-251(2000)

8. 広島県三次市・双三郡資料総覧編集委員会 広島県双三郡・三次市資料総覧別巻 三次分家
済美緑・因幡守様御領分小物成目録p39-48（1980）
9. 勝矢倫生 広島藩 地方書の研究 p100-101 英伝社（1999）
10. 飯田米秋 復刻「芸藩通志」第三巻 芸藩通志巻百二十九「備後国三次郡三」物産p395復刻
「芸藩通志」刊行会（1963）
11. 日置老人クラブ睦会 日置部落史 p94（1981）
12. 西城町・西城町教育委員会 西城町誌 通史編 第三節林業p497（2005）
13. 君田村史編さん委員会 君田村史 第7項林産物 p702（1991）
14. 丹藤順生 鉄の芸術・日本刀を鍛える 中国山地と鉄・鑪の終焉p131-132博新館（1985）
15. 日野篤信 比婆郡誌 比婆郡生産物調査表p12-19広島県比婆郡役所（1912）
16. 農林省広島統計調査事務所 広島県農林水産統計年報 昭和29年版－昭和63年～平成元年版
（1955-1990）
17. 国産漆奨励会 国産漆奨励会十年史p57-63（1936）
18. 新宅智也 広島の漆について 広島市立大学芸術学部芸術学研究科紀要第17号p36 広島市
立大学芸術学部広報委員会（2012）
19. 国宝厳島神社建造物修理委員会 国宝厳島神社本社祓殿他二十九棟保存修理（災害復旧）工
事報告書 第二節明治以降の修理歴p1 財団法人文化財建造物保存技術協会（2006）

Summary

Urushi, a Japanese traditional lacquer, is for finishing products including tableware. Although over 90% of urushi in Japan is currently imported from China, returning to Japanese urushi is an upward trend. However, the area producing urushi is still restricted only to some in Japan. In order to set up a novel urushi industry in the Miyoshi area, Hiroshima prefecture, we started an industry-academia-government framework where a couple of projects have already been launched. Our movements are based on the assumption that the Miyoshi area is an appropriate place to grow the urushi tree (*Toxicodendron vernicifluum*). In this report, we analyzed old documents and administrative records to verify this assumption and found that urushi was actually produced in the Miyoshi area on an industrial scale. We consider that this fast and greatly increases the probability of reviving the urushi industry in this region, possibly strengthening the future branding and marketing strategies of this product.

